

令和5年度警察庁選考採用試験

(係長級・一般職相当)

1 職務内容

長官官房犯罪被害者等施策推進課の所掌事務のうち、以下の業務を担当する係長級職員として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

(主な担当業務)

地方における犯罪被害者等施策の推進に関する企画・立案。

具体的には、

- ・ 地方公共団体において犯罪被害者等施策を担当する職員向けの各種手引等の作成、研修の企画・運営
- ・ 地方公共団体において犯罪被害者等施策を担当する職員からの質疑への対応といった業務に従事していただく予定です。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他の総合的な能力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
- (6) これまでに地方公共団体、民間団体等において犯罪被害者等支援業務に携わった実務経験を有し、犯罪被害者等支援に関する深い知見及び経験を有する者

3 応募資格

- (1) 大学を卒業した者又は大学卒業と同等以上の学力を有すると認められる者
- (2) 応募時において、地方公共団体、民間団体等において犯罪被害者等支援に携わった実務経験が、通算10年以上となる者
- (3) 上記(1)及び(2)の要件を満たすほか、以下のいずれかの要件を満たしていることが望ましい。
 - ・ 臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を有する者
 - ・ 地方公共団体、民間団体等において社会福祉業務に携わった実務経験を相当程度有する者

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
- (4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者(令和 6 年度における定年年齢は 61 歳)

4 採用予定人数

1 名

5 採用予定時期

原則として、令和 6 年 4 月 1 日

(採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください)

6 勤務地

警察庁本庁(東京都千代田区霞が関 2-1-2)

7 給与

- (1) 採用時の俸給(基本給)は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給(年 1 回)等があります。
- (2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給されます。
 - ・ 地域手当
 - ・ 扶養手当
 - ・ 住居手当
 - ・ 通勤手当
 - ・ 超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)
 - ・ 期末・勤勉手当

8 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は原則 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

は休みです。

- (2) 休暇は、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、15 日付与され、20 日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

9 選考日程、選考方法及び試験地

- (1) 一次選考：経歴評定、論文試験
応募時に提出いただいた履歴書、論文により選考します。
一次選考合格発表日：令和 6 年 2 月中下旬
- (2) 二次選考：人物試験
令和 6 年 2 月下旬に実施します（試験日は一次選考合格者に個別にお知らせします。）。二次選考は、警察庁本庁（東京都千代田区霞が関 2-1-2）で行います。
- (3) 最終合格発表日：令和 6 年 3 月上旬

10 応募方法

- (1) 受付期間：令和 6 年 2 月 2 日（金）から令和 6 年 2 月 16 日（金）12:00 まで
- (2) 提出書類
- ① 履歴書（様式は問わない）
 - ② 職務経歴書（様式は問わない）
 - ③ 論文（テーマ「地方における犯罪被害者等施策の推進に向けた課題とその解決策について」（別紙様式 1））
- (3) 提出先
- ① メールの場合
i.hanzaihigaiiken@npa.go.jp
 - ② 郵送の場合
〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課庶務係 宛て
- (4) その他
応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

担 当：黒瀬、野中

住 所：〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2

電 話：03-3581-0141 内線 2808

メール：i.hanzaihigaiiken@npa.go.jp